

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年6月15日

全国健康保険協会栃木支部

支部長 宮崎 務

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

新規適用事業所、加入者に対する支部事業案内等の封入封緘業務

(2) 調達案件の特性等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

全国健康保険協会栃木支部

(5) 入札方法

入札は各契約希望単価（小数点第2位まで）に各最大数量を乗じて算出された額（算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額にて行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（合計額）をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。（消費税額を含まない金額を記入すること。）

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001認証のうち、いずれか1つを取得している事業者であること。
- (4) 厚生年金保険・健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 全国健康保険協会等から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (9) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (10) 仕様書等にある条件を満たしている者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階
全国健康保険協会栃木支部 企画総務グループ 担当：佐藤、丸山
電話 028-616-1692 FAX 028-616-1535
- (2) 入札書の受領期限等
期 限 令和2年6月29日 16時00分
提出場所 栃木県宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階
全国健康保険協会栃木支部
- (3) 開札の日時及び場所
日 時 令和2年6月30日 10時00分
場 所 全国健康保険協会栃木支部 会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類を上記3(1)宛に令和2年6月29日16時00分までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会栃木支部長が判断した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。